

研究ノート

「ジェノサイド」にかかるカナダの国家責任： 失踪・殺害された先住民族女性および少女に 関するカナダ全国調査委員会の2019年補足報告書

苑 原 俊 明

1. はじめに

失踪・殺害された先住民族女性・少女に関するカナダ全国調査委員会の2019年最終報告書について前号ではその要約版の抄訳を載せて考察した¹⁾。本号では最終報告書の中核的な概念であるジェノサイドの法的な分析について補足する報告書（以下、報告書）を翻訳し紹介するとともに、若干の考察を加える。なお報告書の原典は、全国調査委員会のHPのサイトで最終報告書と併せて公開されている。（<https://www.mmiwg-ffada.ca>）

2. 報告書の日本語訳

以下で本報告書を訳出するが、原典での脚注（原注）の訳文は章末にまとめて記載する。他方で訳者による注記は、他の章と同様の脚注形式とする。なお巻末の参考文献一覧は省略した。

**失踪・殺害された先住民族女性および少女に関する全国調査委員会
補足報告書：ジェノサイドの法的分析**

1) 苑原俊明「カナダにおける「ジェノサイド」—2019年失踪・殺害された先住民族女性・少女に関する全国調査委員会最終報告書から—」『大東法学』32巻1号（2022年12月）1-38頁。

(Supplementary Report : A Legal Analysis of Genocide)

1. 序論

失踪・殺害された先住民族女性および少女に関する全国調査委員会の任務は、大まかに言うと、先住民族女性および少女に対する暴力の根本的な原因を究明することにある。本委員会は、植民地の構造と政策 (colonial structures and policies) がカナダで引き続き存在すること、ならびにこれらが先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々が体験する暴力の根本原因のひとつであることを認定している。本報告書は、本委員会の前で共有された幾千もの真実が先住民族女性、少女および2SLGBTQQOIAの人々に対するジェノサイド行為の存在に関する結論を強固なものにすることを浮き彫りにする。

調査で聞いた暴力は、ファーストネーション、イヌイトおよびメティスを含む先住民族に対する人種を基礎としたジェノサイドに匹敵し、特にそのターゲットは女性、少女および2SLGBTQQIAの人々である。このジェノサイドは、インディアン法、シクスティーズ・スクープ、寄宿学校および人権・先住民族の権利の侵害という証拠にみられる植民地の構造によって強化されている。また現在の先住民族人口における暴力、死亡および自死の割合が増加していることに直接つながっている。(原注1)

本報告書は、この結論を支持する法的な分析と議論を提示する。

本委員会は、ジェノサイド行為の正式な責任については司法機関の手で認定されるべきであることを認める。個人と国家の責任についての評価は、相当数の証拠を必要としており、当該任務を有する権限ある裁判所が実行しなければならない。委員会は、ジェノサイド政策のすべての要素を全面的に立証するつもりはない。というのは委員会には当該政策に関連した証拠のすべてに対して直接的にアクセスしていない。しかしながら委員会が収集した情

報と証言は、ファーストネーションの人民（First Nations Peoples）、イヌイット、メティスに対するカナダの過去および現在の政策、作為ならびに不作為、行動がジェノサイドに匹敵することと、カナダの国際的な義務に違反し国際法の下での責任を生じさせるものであると確信する上での重大な事由（serious reasons）を提供するものである。本報告書はジェノサイドの法的分析に限定されているが、委員会の認定からは特に人道に対する罪を含めたその他の国際犯罪をより広く検討する必要がある。

第2章でわれわれは、ジェノサイドの定義を議論する。国際法でのジェノサイド禁止の法源ならびに当該規則の違反についての責任の範囲、国家責任と個人責任の区別について概説する。条約法のなかでの定義の起草過程と定義が先住民族および女性の視点が欠如している点を提示する。また「ホロコーストという原型」に由来するジェノサイドの伝統的な理解とは異なった、「植民地ジェノサイド」（colonial genocide）のユニークな性格について説明する。

第3章では、ジェノサイドの犯罪行為（実質的な要素、アクトゥス・レウス²⁾）を検討する。保護の対象となる（国民的、民族的、人種的または宗教的）集団の存在と、禁止されているジェノサイド行為の存在について認定するための法的基準を提示する。次に先住民族に関連したカナダの過去および現在の政策、行為、不作為がジェノサイド行為に該当するかどうかを評価する。

第4章では、「ジェノサイドの意図」の定義と性格を検討し、「破壊する特定の意図」という要素がいかにして個人の行動よりも国家行動に適用されるかを検討する。ジェノサイドの法的な定義の枠内で「破壊」の意味を評価

2) アクトゥス・レウス（actus reus）とは「禁止されている挙動・行為。そこから惹起される特定の結果も含む。」アンドリュウ・アシュワース、ジェレミー・ホーダー原著、同志社大学イギリス刑事法研究会『イギリス刑法の原理』、成文堂、2021年、113頁。

し、カナダにおいてこうした特別の意図が存在するか精査する。

第5章では、カナダの国際法違反の帰結を説明し、先住民族、特に女性、少女および2SLGBTQQAの人々に対して賠償および救済（reparations and redress）を提供すべきカナダの義務について明確に示す。

2. ジェノサイドを定義する

a) 国際法におけるジェノサイド：定義、法源および責任

ジェノサイドの禁止は、国際条約および慣習国際法の双方に含まれており、個人の刑事責任と国家責任の双方を発生させる。

ジェノサイド条約で定義されるジェノサイドとは、

国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部をそれ自体で破壊する意図をもって行われる次のいずれかの行為をいう。

- (a) 集団の構成員を殺害すること。
- (b) 集団の構成員に重大な肉体的または精神的な危害を加えること。
- (c) 全部または一部の身体的破壊をもたらすよう企てられた生活条件を故意に集団に課すこと。
- (d) 集団内の出生を妨げることを意図する措置を課すこと。
- (e) 集団の子どもを他の集団に強制的に移すこと。（原注2）

国際的な刑事裁判所（international criminal tribunals）の諸規程（statutes）は同一の定義を置いている。（原注3）

「古い犯罪についての現代的な用語」（原注4）であるジェノサイドの禁止は、（条約で規定された）条約上の規範であるだけではない。それは一貫して普遍的な慣習国際法上の強行規範（a universal and peremptory norm）であると性格づけられている。「ジェノサイド禁止は、国際法の通常の規則ではなくて強行規範（jus cogens）たる地位を持つことが一般的に受け入れられてきた。たしかに長い間ジェノサイドの禁止が、疑問の余地のない数少

ない強行規範の例としてみなされてきている。」(原注5) 国際的な刑事裁判所は、ジェノサイド禁止の法源が、条約規範と慣習国際法の双方にあるという多元性を認めてきた。

ジェノサイド条約は、「ジェノサイド」という用語そのものが造語された同じ時期に採択されたが、長い間承認されていた国際法の規範を法典化したものであり、判例法により一般国際法での強行規範のレベルへすぐに昇格したものと見なされてきた。(原注6)

国家責任条文の第26条についてのコメントリーは、ジェノサイドが「はっきりと受け入れられ承認された」強行規範の一つであると明示的に言及している。(原注7)

人道に対する罪および戦争犯罪に関するカナダ連邦法 (*Canadian Crimes Against Humanity and War Crimes Act*) では、ジェノサイドは以下のように定義されている。(原注8)

特定されうる人間集団それ自体を全体としてまたは部分的に破壊する意図を持って犯される作為もしくは**不作為**で、犯行の時期および場所において、

3) 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (ICTY) の Radislav Krstić 事件、第1 審裁判部判決 (2001年8月2日) がこの例である。同事件は、旧ユーゴでのボスニア内戦でセルビア人武装勢力の Drina 軍団副司令官、参謀長であった被告人が、ジェノサイド犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪で起訴され、第一審裁判部において有罪で46年の拘禁刑を言い渡された。被告人がスレブレニツァ (Srebrenica) におけるムスリム住民に対する広範で組織的な殺害を知りうる時から、ジェノサイド行為を企図する共同犯罪事業 (a joint criminal enterprise) に参加したと認定された。International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia, Case Information Sheet (IT-98-33) Radislav Krstić、より。なお「共同犯罪事業」(joint criminal enterprise) とは共犯の一種で、集団が犯罪を計画した段階 (共同の犯罪事業) において参加したものの自らは実行行為に加わらなかった者を指す。『イギリス刑法の原理』327-328頁。金沢大学の稲角光恵教授 (国際刑事法) は「犯罪共同体」と訳されている。稲角光恵「ICCの事項的管轄権の対象 1 集団殺害犯罪—ジェノサイド罪」村瀬信也、洪恵子編『国際刑事裁判所第二版 最も重大な国際犯罪を裁く』東信堂、2014年、92頁。

慣習国際法もしくは条約国際法に従い国際社会によって承認された法の一般原則に従い犯罪とされる、ジェノサイドを構成するものである。犯行の時期および場所において有効である法に違反するかどうかを問わない。

カナダ法の定義は部分的にジェノサイド条約および国際刑事裁判所(International Criminal Court) ローマ規程(いずれの条約もカナダは締約国)にみられる国際的な定義に依拠している。しかし、国内法はジェノサイドの定義に重要な一つ構成要件を追加している。すなわち、不作為、行動しないことがジェノサイドの行為を構成するということだ。重要なことは、国内法は何がジェノサイドを構成するかに関する慣習国際法に依拠していて、5つの処罰可能な行為、保護される集団、または破壊する意図の内容をリストにすることをしていないことだ。よって国内法上の定義は、慣習国際法の発展と両立する犯罪の生きている解釈(a living interpretation)を可能にしている。(原注9)

この定義は2つの重要な法的要素に分割される。つまり犯罪行為(アクトウス・レウス)と意図(メンズ・レア)⁴⁾である。

犯罪行為(アクトウス・レウス)とは、定義の客観的な要素を指しており、2つの要素からなる。(1) 定義において列挙された禁止の対象である行為(殺害、身体または精神上深刻な損害を与えることなど)および(2) 当該行為が向けられた、保護の対象となる集団が存在することである。

意図(メンズ・レア)とは、定義の主観的な要素を指しており、保護される集団を全体としてまたは部分的に破壊することに特定した意図(specific

4) メンズ・レア(mens rea)とは「意思的要素、犯罪行為との関係での被告人の意図、意識あるいは無謀」、「落ち度(fault)」のこと。前掲、『イギリス刑法の原理』113頁。また同書212頁によると、「自身の行為とそれがもたらす帰結について十分に認識し、当該行為とその帰結を選択したことが明白である者に対してのみ」刑事責任を課すべきという原理が、メンズ・レアの核心とされる。

intent) および禁止の対象たる犯罪行為を行うとの一般的な意図のことである。

ジェノサイド条約および慣習国際法においてジェノサイドは、個人の刑事責任を伴う犯罪および国家責任を伴う違法行為の両方である。過去数十年での国際法の発展のほとんどは、国際犯罪に対する個人の責任を扱ってきたのであり、国家責任ではなかった。残虐な犯罪についての個人の刑事責任は、ホロコーストのあとの東京裁判およびニュルンベルク裁判から誕生した。国連安保理による旧ユーゴおよびルワンダのアド・ホック国際刑事裁判所の設立、シエラ・レオネのようなハイブリッド型の国際的な刑事裁判所の発展ならびに常設の国際刑事裁判所の創設はすべて、個人の責任追及のために国家のバールを除くことを狙いとした。国際および国家レベルでのジェノサイドおよびその他の重大な人権侵害の犯罪化と法執行メカニズムの設立が、「国際軍事裁判所でのよく知られた命題に対して血肉を与えるのに」必要であった。この命題によれば、国際法に対する犯罪は、抽象的な実体ではなく人間によって行われるのであり、当該犯罪を実行した個人を処罰することによってのみ、国際法の規定が執行されうる。」(原注10)

しかしながら、国際犯罪に対する個人の刑事責任は国家の責任の代用(a substitute)ではない。逆に責任の二つの形態は性格が異なり、相互に補完するものである。とりわけジェノサイドの場合のような組織化され、調整された暴力(organized, systemic and coordinated violence)の場合にそうである。カナダでのジェノサイドについて個人が責任を負う可能性を排除せずに、本委員会は、カナダの各州での作為および不作為に適切に留意し、国際法の下でのジェノサイドに対して、カナダが国家として責任を負うとの結論を引き出す。

植民地主義のような構造的暴力を通じて国家がジェノサイドの加害者となるような状況は、国際法上あまり先例がない。ジェノサイド条約の下での国家の責任は、歴史的にジェノサイドの防止と処罰に限定されるとみなされてきた。しかし、2007年に国際司法裁判所（ICJ）は（条約上の一訳注）国家の義務のなかにジェノサイドを**実行しないこと**を読み込んだ。（原注11） ICJは、ジェノサイド行為の国家（セルビア）への帰属問題を検討し、結局以下のように判示した。「スレブレニツァでのジェノサイド行為は、被告の機関または全面的に依存する個人もしくは実体によって実行されたものとして被告に帰属させることはできない。よってこれを根拠に被告の国際責任を伴わない。」（原注12）このテストは重要な法的な発展であるものの、先例それ自体としてはカナダの文脈での関連性がほぼない。というのは、ジェノサイド行為が武装集団によって実行されたが、その集団のセルビア国家への依存度が裁判所により不十分であるとみなされたからである。

カナダの植民地の文脈は、スレブレニツァのジェノサイドと異なる。前者ではジェノサイドは国家に関連する集団によってジェノサイド行為が実行されたのではなく、政府の政策の直接的な適用の下で行われた。カナダ国家により作られ維持された政策の下で実行されたジェノサイド行為は、それ自体が慣習国際法の規則に従いカナダに帰属する。国連国際法委員会（ILC）の国家責任条文第4条、これは慣習国際法を構成する（原注13）が、以下のように規定する。

「いかなる国家機関の行為も、当該機関が立法、行政、司法その他のいずれの任務を遂行するものであるか、当該国家の組織の中でいかなる立場にあるのか、および当該国家の中央政府もしくは地域的単位の機関としての性格がいかなるものであれ、国際法上当該国家の行為とみなされる。」（原注14）

本条によれば、「機関には、当該国家の国内法に従いそのような地位を有するいかなる個人または実体を含む。」（原注15）

ジェノサイドを実行しないという国家の義務は慣習国際法に起源がある。この慣習規則は、その大部分がジェノサイド条約に法典化されているが、それとは独立して存在し続けている。後で見るように、同一の実質的要素（アクトゥス・レウス）と精神的要素（メンズ・レア）が、個人の手による犯罪と国家による国際違法行為を構成する。しかしながら、両方の場合に責任の成立に寄与する上での根本的で内在的な違いがある。

ここでの分析でわれわれは、カナダによる作為と不作為がジェノサイドに匹敵することを示すために、ジェノサイドを構成する作為と不作為ならびにジェノサイドを犯す意図の両方について、それぞれを分けて検討する。こうした結論は、国際法の既存の解釈に基づいている。ただし本委員会は、最初に、伝統的に国際法が考慮していなかった事柄についての国際法の現状を取り上げるのが重要であると理解する。

b) ジェノサイド条約の歴史と先住民族の視点の欠如

ジェノサイドという用語はポーランドの法律家である Raphael Lemkin がギリシャ語の *genos*（人種または種族という意味）とラテン語の語根 *cidere*（殺害する）から作った。（原注16）Lemkin にとってジェノサイドという概念は二つの側面がある。「受動」と「能動」である。（原注17）「受動的」側面には「迫害されている集団の民族的なパターンを破壊すること」で、そのあとに「能動的」側面である「迫害者の民族的なパターンを押し付けること」が伴う。（原注18）彼は歴史を通じて実行された虐殺の総括的な歴史を検討し、3つのタイプのジェノサイドを認定した。物理的、生物学的および文化的である。彼の見解では、物理的ジェノサイドは集団の肉体的な破壊であり、生物学ジェノサイドは集団の生殖能力の破壊であり、文化的ジェノサイドは集団が集団として生存し続けることを可能とする構造と実践を破壊することである。（原注19）

ジェノサイド犯罪は1946年国連総会のまさに第1会期における重要な争点となった。1946年9月30日から10月1日に言い渡されたニュルンベルク裁判所の最終判決は、多くの者から「平時のジェノサイド」と呼ばれるものを処罰しなかったことで批判された。(原注20) これらの批判によりそのあとの虐殺を防止するとの力強い政治的意思が引き起こされた。それがジェノサイドの犯罪に関する決議96 (I) という形で結晶した。(原注21) Lemkinのジェノサイド概念に従い、この決議はジェノサイドを「殺人が個人である人間の生命の権利の否認であると同様に、人間集団全体の存在の権利の否認である」とした。(原注22) 国連総会は、「ジェノサイドが国際法の下での犯罪であり、文明世界が非難するものである」と認めた(原注23) うえて、経済社会理事会に対して「ジェノサイド犯罪の条約を起草する目的で必要な研究にとりかかるよう」要請した。(原注24)

ジェノサイド条約の起草作業プロセスは3つに分けられる。第1は、決議96 (I) に従った経社理の要請で国連事務局が条約の第一草案を作成した。第2は、この草案を経社理の下の特別委員会が編集した。第3は、1948年の後半期に、草案が国連第6委員会での交渉の出発点となった。起草のすべての段階において最も際立った争点は、文化的ジェノサイドと当初は「文化的ジェノサイド」として捉えられた子どもの強制的な移送を含めるかということであった。(原注25)

この文脈で、文化的ジェノサイドの問題に関する起草過程と交渉の全体を通じ、先住民族の視点がなんとも完全に無視され、議論から排除されたことが顕著である。

先住民族の声が除外されたのは、単なる見落としと言って済まされるものではなかった。カナダを含む植民地国家は、条約より「文化的ジェノサイド」を除外するよう積極的に推進した。というのは、これらの国々が条約の

起草と同時期にこのタイプのジェノサイドを実行していたことを知っていたからだ。これらの国々は、文化的ジェノサイドを入れることが条約の普遍的な批准の障害となるから、少数民族の保護については国際人権文書を通じて取り組むべきと主張した。文化的ジェノサイドを扱った第3条案は、総会第6委員会での交渉において賛成25、反対16、棄権4の投票で結果的に撤回された。

条約の中に規定されるジェノサイドとしては文化的ジェノサイドが失敗したのかかわらず、強制的な子どもの移送は条約の最終案2条(e)号の下で維持された。Lemkinが当初この行為を文化的ジェノサイドの一形態としていたものの、交渉国の一部からはこの行為がまた物理的または生物学的ジェノサイドを表現しているとみなされた。(原注26) 条約の中の(e)号があることは、法学者や法律家の間での広範な議論の対象となっている。起草の歴史に照らしてこのことが「異例な」(“anomalous”)ものと時折認識される(原注27)としたら、他者はむしろこれは条約の中で文化的ジェノサイドを認めることの開始だとみなしている。(原注28)

本委員会は、「文化的ジェノサイド」対「真の」ジェノサイドという論争はミスリーリングであると信じる。少なくともカナダの文脈においてはそうである。もちろん異例さがあるのは、自分自身の利益のために先住民族の視点を意図的に除外した「主権国家」が決めた国際法規範に先住民族が合わせていかなければならないという事実である。そうではあるが、現在の国際法でのジェノサイドの定義には、先住民族に対するカナダの過去および現在の行為および不作為を含む、というのが本委員会の見解である。

c) ジェノサイドおよびジェンダーという視点の伝統的な排除

条約に規定されたジェノサイドの起草の歴史が先住民族の視点に欠けてい

たばかりでなく、その定義に対する解釈もまたジェノサイドの重要な、ジェンダーの側面に取り組みなかつた。(原注29) ジェンダーというレンズを通してジェノサイドを検討することは、ジェンダーが「ジェノサイド暴力の連続体 (continuum) を形作る実行者の計画と調整された行動の遂行に織り込まれている」ことを暴露する。(原注30) とりわけジェンダー破壊的な行為が実行者に対して「保護される集団への犯罪の破壊的な影響を最大化」できるようにする。(原注31)

ジェノサイドの遂行においてジェンダーが流行しており、不可欠なものであるのかかわらず、ジェノサイドのジェンダー面での影響についての研究が少なく、その結果「ジェノサイドでの女性の広範な経験がしばしばレイプやその他の性暴力にまとめられてしまう。男性の経験がしばしば、そして誤って殺害に限定されるように。」(原注32)

現実にはジェノサイドには、「緩慢な死」(原注33) をもたらす行為を含め、致命的な行為と致命的ではない行為の双方を含む多様なものであり、これらの行為全てが女性と女兒に対してきわめて特別な影響を与える。カナダでの先住民族の女性・女兒に対する暴力の根本原因としてジェノサイドを理解するうえでの前提 (a precursor) として、こうした現実を認めなければならない。

ルワンダでのジェノサイドと1998年の影響力のある Akayesu 事件判決が、この犯罪のジェンダー面での特有さを認識するうえでの主要なインパクトとなった。同判決では、「レイプと性暴力が確かに被害者に対して肉体的および精神的な深刻な被害を与えることであり、本裁判部によれば、肉体的および精神的な被害の双方を受けることから被害者に加えられる被害のなかで最悪のものの一つである」と断言した。(原注34) 集団を破壊する意図について第一審裁判部は、「レイプが、ツチの女性とその家族と社会の物理的および心理学的な破壊という結果に至った。性的暴力が破壊の過程での不可分な

部分であった、特にツチの女性を標的にし、特に彼女らの破壊とツチの集団全体の破壊に寄与した」と断言した。(原注35) さらに裁判部は、「性的暴力がツチ集団の破壊プロセス、その精神、生きる意志および生命そのものの破壊プロセスの一步であった」とした。(原注36)

本判決はまた、女性と少女のジェノサイドについての特別な経験を認識する重要な第一歩を印したもので、この犯罪のジェンダー面でのさらなる分析への道を切り開いた。ジェンダーに方向づけられた方法で被害者の標的を定めることは、社会的な単位としての集団の基盤そのものを壊し、集団の社会的な構造 (fabric) の内部で長期にわたる損傷を残す。よって本委員会はその任務からして、ジェンダーに根差した暴力が「ジェノサイドそれ自体の物語の一つの側面」であるだけでなく「われわれが長期間にわたる社会の脆弱性を理解する上でのカギとなる構成要素である」ことを強調したい。(原注37) ジェノサイドが先住民族の女性および女兒に対して実行される暴力の根本原因であるのは、ジェノサイド行為がこれらの者を相手に過去実行され、また依然として遂行されていることのみならず、それが助長する社会の脆弱さすべてによって殺害と失踪が生じ、今日のカナダ社会全般に浸透しているからでもある。

d) 植民地ジェノサイド (Colonial Genocide) 特有の性格

植民地主義はユニークな形態の暴力であった、ジェノサイド犯罪の国際法上の定義に容易にフィットしない。国家責任でなく個人の責任を確立すべく法的要件が策定され、適用されたという方法が、ジェノサイドの伝統的な法的理解がしばしば植民地ジェノサイドと両立しないと考えられてきた理由を一部説明している。

当該定義が依拠するホロコーストモデルは、イデオロギー的な世界観を信奉する権威主義的指導者によって十全に計画され、国民国家の内部において

計算され、調整された時間集約的な大量殺人としてのジェノサイドという原型を提示する。植民地主義にこれらの要素の多くが含まれているものの、ジェノサイドにこうした狭い見方は、カナダ全土での先住民族の多様な実体験を包含できない。そして他の場所ではジェノサイドの真の意味を提供できない。われわれは植民地ジェノサイドの3つの異なる側面に焦点を当てる。その性格、時間のおよび地理的な範囲ならびに破壊のイデオロギー的な推進因である。

今までに裁判の審査対象であったジェノサイドは、致命的な実力によって遂行された物理的破壊に焦点を絞っていた（ホロコースト、ルワンダの例）一方で、カナダでの植民地政策は、先住民の同化と消滅を狙いとして取られた致命的なものだけでなく致命的ではない措置にルーツを持っていた。（原注38）生成しつつあるカナダという国民国家の産物として、先住民族と集団は、「移住者のために先住民族の土地および資源への永久のアクセスを確保すること」（原注39）を目的にする植民地政府に従属することが期待されていた。確かにカナダの植民地政策には物理的破壊が含まれていたが、これらの政策にはまた暴力的で強制的な「吸収」と同化を通して従属と服従を引き出そうともしていた。（原注40）

これらの政策は、間歇的に多様な先住民族共同体を対象に、様々な強度を伴って、異なる時間的及び地理的な領域に対し実行された。（原注41）学者の Andrew Woolford と Jeff Benvenuto が書いているように、カナダの植民地主義の性格である圧倒的に「文化的な志向による先住民集団の破壊の形態が、ジェノサイドについて日常および学術的な理解では大量殺人以上のものではないということに対する挑戦となる。」（原注42）

植民地ジェノサイドはまた、ゆっくりと動くプロセスでもある。伝統的なジェノサイドのパラダイム（ホロコースト、アルメニア人ジェノサイド、ル

ワンダでのジェノサイドはそれぞれ12年（原注43）、8年および3か月かけて起きた）とは違って、先住民族の植民地破壊は知らぬ間に数世紀にかけて発生した。カナダの先住民族を破壊する意図は、漸進的にかつ断続的に遂行され、それぞれ異なる先住民族共同体に対して異なる戦術が使われた。これらの作為と不作為がこれらの者の生命と安全への権利だけでなく、多くの経済的、文化的小および社会的権利に影響した。致命的な行動に加えて用いられた致命的ではない戦術も破壊的でありジェノサイド犯罪に該当する。これらの政策は時間と空間において変動した。そして異なった姿で依然として進行している。これらのジェノサイド政策を包含する、明確な開始日または終結日のない植民地ジェノサイドは、確定的で数量化できる出来事としてのジェノサイドという通俗的な観念には合致しない。（原注44）

本委員会の意見では、カナダでのジェノサイドは「一連の作為および不作為で集合的には違法と定義されるものを通じての、国家による国際的義務の違反」である一つの「複合行為」（composite act）として理解されうる。この場合に違反は一連の作為または不作為の最初から始まる期間の全体において、作為と不作為が繰り返される間は、国際的義務に適合しない状態が続く。」（原注45）国家責任条文のコメンタリーはさらに以下のように説明する。

複合行為は、個別の行為そのものでなくて行動の集合に関連する義務の違反に限定される。言い換えると、その焦点は「一連の作為および不作為で集合的には違法と定義される」ことにある。その例には、ジェノサイド、アパルトヘイトまたは人道に対する犯罪、組織的な人種差別の行為が含まれる。国際法における最も深刻な違法行為は、その複合的な性格により定義される。（原注46）

カナダでのジェノサイドを、数十年にわたる数多くの作為と不作為の複合である国家による不法行為であって、集合的にはジェノサイド禁止の国際的

な禁止に違反するものという枠組みを設定することで、我々はその真の性格を理解できるし、そのロジックを個人の刑事責任もしくはホロコースト・タイプのジェノサイドへと不適切に「コピペ」することで生まれる、ややこしい事態を避け得る。

ジェノサイドの国際法上の定義に関してその解釈を行う者の多くは、ジェノサイドが全体主義および権威主義体制のなかでのみ実行されうるとする、批判ぬきの見解にすぎている。定義についてのこうした認識に内在するのは、民主主義と法の支配という保障によって制約されることのない、狂信的な反動イデオロギー（特別の意図）をもつ個人指導者（個人の刑事責任）の産物だという観念である。（原注47）ジェノサイドのこうした支配的見解は、比較ジェノサイド研究にもみられるのだが、皮肉にもアメリカやカナダなどの国家を「“第三世界”でのエリートたちとその軍によるジェノサイドから被害者を救う騎士か、解放のエージェントであるかのように、世界政治での救済国家（redeeming power）」という位置づけを与える。（原注48）ジェノサイド研究者のDirk A Mosesが批判するように、こうした見解はカナダを含めた「移住者植民地の基盤たるジェノサイドを無視し」、「先住アメリカ人（Native Americans）[およびファースト・ネーションズ]の運命を無視するものである。」（原注49）

人種差別主義のイデオロギーは確かに植民地主義において、ある役割を果たしている。カナダでの先住民族の暴力的な肉体的及び文化的な破壊を唱導し、人種差別主義イデオロギーを助長した、カギとなる歴史的な人物が存在する。とはいえ、植民地主義を個人の責任に縮減することは、「植民地の設計」（colonial design, 原注50）の集団的な性格を否定するものであり、民主主義的な体制と全体主義的な体制の双方において「官僚的なメカニズムが文化の破壊において用いられた」（原注51）という現実を否定するものである。

ジェノサイドについての画一的な国家政策というよりも、連邦主義的な願望を伴うカナダの歴史は、肉体的、構造的および法的な抹殺を混ぜ合わせた政策（原注52）で、個人の指導者ばかりでなく集団として芽生えた国民国家により実行されたもので満ち満ちている。

先住民族を忘れ去ることが知らぬ間にかつ漸進的に進む性格があり、ある全体主義的な個人的指導者が先頭にたつ画一的な国家政策というような性格のないため、植民地ジェノサイドはジェノサイドについての伝統的な理解と違いを生ずる。（原注53）このような違いを生む要因があることから、カナダ人の意識ではカナダの植民地政策を、ジェノサイドであって現在も進行していることを認めるといふことよりも、人種差別主義で間違っていたと排斥することが可能となっている。

3. ジェノサイド犯罪行為（アクトゥス・レウス）としてのカナダの作為と不作為

既に述べたように当該犯罪行為（アクトゥス・レウス）は定義における客観的要件のことであり、2つの要素で構成される。すなわち（a）保護される集団が存在し、（b）定義中に例示される禁止される行為（例 殺害、重大な肉体的または精神的な危害）が当該集団へ向けられていることである。

a) 保護される集団（Protected Groups）

ジェノサイドの決定的な要素は被害者が、個人のアイデンティティによってではなくて、ある保護される集団の構成員であることを理由に標的になることである。（原注54）ジェノサイド条約は4つの保護される集団を同定している。

国民的、民族的、人種的および宗教的な集団である。ルワンダ国際刑事裁判所の裁判部は、これらの語句の客観的な意味を明確化した。「国民的集団

とは、共通の市民権に基づく法的な紐帯と権利・義務の相互性を共有していると認識される人々の集合として定義される。」(原注55) 民族集団は、「共通の言語または文化を共有する集団」である。(原注56) 現在では「すたれており、誤っている概念として批判される(原注57)、人種的集団は「言語的、文化的、国民的または宗教的な要因と関係なく、ある地理的な地域と特定される世襲的な肉体的特徴に基づく」と定義される。(原注58) 最後に「宗教的集団とは、同一の宗教、宗派または信仰の方式を共有する構成員で作られるもの」である。(原注59)

(加害者と同じではないという) 消極的な集団の定義は不十分である。集団は積極的な特徴を通じて同定される必要がある。とはいえ「厳格に積極的なアプローチは次のような結論に至るかもしれない。ジェノサイド条約で名前が言及されている範疇のいずれかに該当する人だけが、国際法の下で認識されたジェノサイド犯罪の被害者となりうる。」(原注60) 多くの文脈にジェノサイドの適用を現実的に否定されることを防ぐために、保護される集団という概念を広く解釈される手法が国際判例でとられてきた。1998年のAkayesu事件判決の中で、ルワンダ国際刑事裁判所の判例法が以下を論証した。仮にツチが民族的集団の定義に一応合わないとしても、彼らは一つの保護される集団である。というのはベルギーの移住者が彼らをフツと区別してきた。とくにその区別に基づく身分証明制度を設定することを通じて区別した。(原注61) この区別は両方の集団の構成員による自己認識およびこの独自のアイデンティティの固定化によってさらに確認された。(原注62) それ自体、一時的なものと反対の安定的で恒常的な特徴を有する、保護される集団という定義に適合している。(原注63)

Akeyesu判決に従い、加害者と被害者の双方の認識を考慮する、保護される集団についての主観的な考え方を国際判例が展開してきた。Nchamihigo

事件ではルワンダ国際刑事裁判所裁判部が、「加害者が全体または一部の破壊を意図する国民的、民族的、人種または宗教的集団に被害者が所属すると加害者側が認識することで十分だ。」（原注64）とまで断言した。一部の事案では、被害者が集団の一部であると自己認識しているという事実もまた、妥当となりえるとしている。（原注65）

本委員会は、保護される集団の広い解釈は、ジェノサイド条約の趣旨・目的と両立し、その文言からの逸脱ではなく、国家からの異論がでてきていないことを強調する。（原注66）よって本委員会は、Darfur 調査委員会が表明した見解を支持する。すなわち（保護される集団の）「解釈と拡張が慣習国際法の一部となった、と言っても差し支えない。」（原注67）

カナダの文脈では、先住民はあきらかに一つの同質の集団ではない。カナダ憲法は法的に3つの先住民の範疇を承認している。イヌイト、メティス、ファーストネーションである。しかしこれら3つの集団の内部は非常に多様である。詳細な統計上の情報に立ち入ることはしないが、一つの実例として2016年にカナダ全土で70の先住民言語が話されており、それらの言語は12の別個の語族（language families）に該当してもっと多数の文化を包含している。（原注68）

仮にわれわれがこれらすべての集団のカナダとの関係を個別に検討するか、もしくは個人の刑事的な訴追を目的として検討するならば、我々は数百のジェノサイドが存在するとの結論にいたる。しかし、カナダの植民地ジェノサイドについて国家としてのカナダの責任を分析するという本報告書の目的から、本委員会は集合的に先住民という語句を使用する。

すでに議論した定義そのものに照らして先住民が、一つの国民的、民族的、および・または人種的集団として解することができるかどうかは問題に

ならないが、重要なのはカナダ政府の行動と政策が全般的に先住民全体を標的としたことと政府が先住民を標的そのものとみなしていたことだ。カナダのジェノサイドは、ほかの承認されたジェノサイドと同様、「被害者のモザイク」(原注69)を生んだ。(原注70) またカナダでの先住民の内部にある多様性が、これらの者に対して実行されたジェノサイドの存在を損なうものと解釈してはならない。可能性として先住民は上記の3つの保護される集団すべてに該当する。その独自の文化、言語、精神性および伝統的な土地の占有を理由に標的にされた。従って我々は、この分析での適用で先住民族を一つの保護される集団とみなす。

b) ジェノサイド犯罪行為—5つの禁止された作為・不作為

(Genocidal Conduct-the Five Prohibited Acts/Omissions)

主に組織的な大量殺人を通じて実行される犯罪というジェノサイドの概念は、ジェノサイド暴力の複雑さを過少に見積もり、破壊の致命的な方法とそうでない方法の両方を含めるその定義そのものを損なう。われわれは、(i) ジェノサイドの定義で定める禁止された行為に関し確立された主要な法原則を概説する、そのあとで (ii) 本委員会での聴聞会にて聞いた一部の証言に目を向ける。これらは過去の調査や研究での認定と併せて以下について十分な証拠を提供する。たとえ技術的には証明が一つだけでよいとしても、例示されたすべての行為が実行された。

ジェノサイドの国家責任の認定の核心にある国家政策が数十年にも及ぶ場合、植民地ジェノサイドの文脈では、犯罪行為に関連する証拠と犯意についての推論が曖昧になりがちになる。その結果、犯行の特別の意図に関する次の章のなかで、犯罪行為の構成要件に関連する資料を含める。

さらに本委員会は、この分析がカナダでの先住民を対象としたジェノサイドを構成するあらゆる行為の網羅的な記録としてみなされるべきでないこ

とを強調する。本分析は、聴聞とインタビューにおいて判明した最も顕著な行為の一部を浮き彫りにし、女性と少女に対して特有の影響を伴うジェンダーに焦点を当てたジェノサイドという概念を通して、この行為を検討する。ジェンダーというレンズは、致命のおよび致命的ではない行為の実行を通じて犯行がなされることを承認する。本委員会は、国際法において「虐殺たるジェノサイド」という見方が法廷で、また権力の回廊にていまだに主張され続けていることから、進歩が停止したままでいること（原注71）を遺憾とする。しかしながら、委員会の前で生存者が力強く語った証言を通じて収集した証拠は、ジェノサイドの5つの行為のジェンダー面での含意も考慮すべき緊急の必要があるとのグローバルな目覚めの一部を形づくる。

i. 殺害によるジェノサイドに適用可能な法

「集団の構成員を殺害する」（原注72）行為については、国際的な刑事裁判所によって広義に解釈されてきた。「殺害」（killing）という語句はあらゆる形態の殺人を含むとされ、謀殺（murder）よりも広く解釈されなければならない。（原注73）換言すると、「殺害される」というのは「引き起こされた死」という語句と相互に置き換え可能である。（原注74）ジェノサイドの犯罪行為が発生するのに予備行為は必要ではない。（原注75）ジェンダーとジェノサイドに関する Global Justice Center の報告書に述べられているように、しばしば主として男性および青年男子の殺害が特権的にジェノサイド行為とされ、結果としてジェノサイドの実行とリスクの検討は大体のところ殺害された者の人数をめぐってなされ、役に立つことがあまりない。ジェノサイドでの殺害行為は高度にジェンダーの側面を持つ活動であり、女性および少女とは異なった理由と、異なる方法で男性と男児が標的になる。（原注76）

ii. 重大な肉体的または精神的な危害によるジェノサイドに適用可能な法

重大な肉体的または精神的な危害には、広範囲の致命的ではないジェノサ

イド行為を包含する。判例上これは、「重大な肉体的または精神的な被害を引き起こす意図的な作為もしくは不作為」(原注77)として定義されてきた。この概念は特に、「肉体的または精神的な拷問行為、非人道的または品位を傷つける取り扱い、迫害」を含む。(原注78)「重大な危害は恒久で救済不能な危害を引き起こす必要はないが、一時的な不快感、困惑または恥辱を超えた危害を伴わなければならない。人間が正常で建設的な生活を送る能力に対して重大かつ長期の損失をもたらす危害である必要がある。」(原注79)

われわれは前に、ルワンダ国際刑事裁判所がジェノサイドの構成要素に性的暴力を含める画期的な判例を出したことを留意した。この解釈は拷問とともに後の犯罪構成要件文書 (Elements of Crimes) の中で規定され採択された。これは重大な肉体的または精神的な危害についてローマ規程を補完する。(原注80) このリストは網羅的でなく、例えば追放および強制的な移転(原注81) のような定義の範囲に該当するその他の行為も含まれる。最後に、被害の重大さは事案での特別な事情を考慮して評価されなければならない。(原注82)

iii. 身体的破壊をもたらすよう企てられた生活条件の押し付けに適用可能な法

身体的破壊をもたらすよう企てられた生活条件の押し付けとは、旧ユーゴおよびルワンダ国際刑事裁判所の多くの判例で解釈されてきた。Tolimir事件で旧ユーゴ国際刑事裁判所の第一審裁判部と上訴裁判部は、関連する判例を要約して以下のようにこの行為を確認した。

この行為は集団の構成員を即時に殺害するのではなく、最終的にその肉体的な破壊を追求する、破壊方法である。そうした行為の例として、当該集団の生存に関わる食事制限を課すこと、十分な医療ケアを提供しないこと、組織的に集団構成員を家庭から追放すること、そして一般的に緩慢な死(a slow

death) に至るような状況を作ること（適切な食料、水、シェルター、衣服、衛生の欠如、または集団構成員に過剰な労働もしくは肉体的酷使を課すこと）を含む。（原注83）

国際刑事裁判所の犯罪構成要件文書は、同様の定義を提示している。「生活条件という語句は、生存に不可欠な資源（例えば、食料または医療サービス）の故意のはく奪、もしくは家庭からの組織的な排除、を含むが必ずしもこれに限定されない。」（原注84）この定義を実際に適用した、際立った例が国際刑事裁判所のAl-Bashir事件である。予審裁判部は以下のように判示した。

井戸および水ポンプの汚染行為およびFur,Masalit,Zaghawa集団に属する数十万人の非戦闘員の強制的移転ならびにこれらの者が立ち去った村落と土地へのスーダン政府と同盟する他部族の構成員による再定住が、ジェノサイド政策の推進のために実行され、Fur,Masalit,Zaghawa集団への生活条件の押し付けはこれらの民族集団の一部の身体的破壊をもたらすように計算されていた。（原注85）

iv. 集団内での出生を妨げることを意図した措置を課すことによるジェノサイドに適用可能な法

「措置を課すこと」の意味について最も早い明確化の一つは、Eichmann事件であり、裁判所は「実際に措置の効果を生じさせること、少なくとも実行のために命令を行うこと」として解釈されうる、と述べた。（原注86）しかし、「意図した」という語句は「出生を防止する、単なる主観的な傾向で十分だと示唆する」（原注87）

本条の下で禁止される措置についてアド・ホックの裁判所は、肉体的および精神的なもの双方であると解釈した。肉体的な措置には「性器切除、不妊

手術、強制された産児制限、性の分離および結婚の禁止」(原注88)が含まれる一方、精神的な措置には、被害者が出産を拒否するようなトラウマとなる行為が含まれる。Akayesu事件の裁判部は次のように説明する。「例えば脅迫またはトラウマで集団の構成員が出産しないよう誘導されるのと同じ方法で、レイプされた個人がその後出産を拒む場合に、レイプは出産を防止する措置となりうる。」(原注89)

v. ある集団から他の集団への子どもの移送によるジェノサイドに適用される法

強制的な子どもの移送行為に関連する判例はほとんどない。国際刑事裁判所の犯罪構成要素文書によれば、この禁止される行為は、特定の国民的、民族的、人種的または宗教的集団に属する一人または複数の者を加害者が他の集団へ強制的に移送すること」(原注90)が要件である。さらに要素によれば移送の対象となる者が18歳未満であり、その年齢を加害者が知っていた(または当然知っていたであろう)ことを要件とする。(原注91)

Akayesu事件でのルワンダ国際刑事裁判所の裁判部は、子どもの強制移送の犯罪行為についてむしろ広く解釈する立場を採用した。その「目的は肉体の強制的な移送という直接的な行為を制裁するばかりでなく、ある集団から他集団への強制的な移送を導く脅迫またはトラウマとなる行為も制裁することにある。」(原注92) このアプローチは国際刑事裁判所の犯罪構成要素に法典化され、そこでは「強制的」という語句に「一人のまたは複数の者もしくはその他の者を対象に、暴力、脅迫、拘禁、心理的抑圧または権力の乱用の恐怖によって、もしくは強制的な環境を利用してなされる実力または強制の威嚇 (threat of force or coercion)」も含まれると特定している。(原注93)

c) 犯罪行為（アクトゥス・レウス）の要素としてのカナダの政策（Canada's Policies as Elements of the Actus Reus）

長期の期間にわたる政策の樹立と維持を通じ、国家が遂行するという植民地ジェノサイドのユニークな性格によって、無数のジェノサイド行為の発生を可能とする「支配と非人間化」（原注94）のパターンが引き出される。本委員会は、カナダでの長期の国家政策の遂行において発生した、ジェノサイド犯罪行為のあらゆる要素を網羅するつもりはない。本委員会は裁判所ではなく、また評価のために必要な膨大な数の証拠を直接聞くことはできなかった。しかしながら、その任務の遂行上本委員会が聞いた数千もの証言の中に、ジェノサイド行為が広く存在している。

女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対する暴力の物語は、過去の出来事にルーツがあり、そうした出来事の継続した、世代を超える結果について言及している。生存者の証言によれば、「インディアン法、シクスティーズ・スクープ、寄宿学校および人権と先住民族の権利の侵害という際立った証拠で示される」植民地構造と政策が「今日の先住民族の人口における増加した暴力、死亡および自死の割合に」つながったことを示唆している。（原注95）

とりわけ本委員会が聞いた真実は、「警察での拘禁中の女性の死亡；搾取と人身売買、ならびに身元の知れた殺人者から先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々を保護できなかったこと；児童福祉の危機；国家施設での先住民族女性と女兒に加えられる肉体的、性的および精神的な虐待；ファーストネーションの地位と構成員資格の否認；子どもの引き離し；強制的な移転とそのインパクト；不可欠な人的サービスが意図的かつ慢性的な資金不足であること；強制不妊およびその他」（原注96）に手がかりを示している。本委員会は、これらの行為が、その他の数多くの行為ならびに故意に関する章で取り上げるものも加えて、前記の定義したジェノサイド犯罪行為

の構成要件に該当すると考える。

さらに本委員会は、その認定事項が以前にカナダ国家が設立した委員会、即ち1991年の原住民族司法に関する調査委員会（Aboriginal Justice Inquiry）、1996年の原住民族に関する王立委員会、2001年の原住民族司法に関する履行委員会（Aboriginal Justice Implementation Commission）、2015年の真実和解委員会のそれと両立することに留意する。それぞれの任務の枠内でこれらの委員会は、先住民族に対してカナダ国家が遂行した過去と現在の暴力の形態ならびに今日まで維持されている植民地政策と構造の継続する効果について浮き彫りにした。それらの勧告の、ほぼとは言わないが多くのものが実施されていないことが、ジェノサイドを実行しないという国際的な義務にカナダが引き続き違反している証拠となっている。

ジェノサイドの定義にある禁止された行為の一つまたはそれ以上に合致しており、次の章で議論する破壊の特別の意図とともに、上述の禁止された行為から本委員会は、先住民族を対象にしたジェノサイドを遂行したことでカナダに責任があるということを確認させる重大な理由が存在すると結論する。

4. 先住民族を破壊するとのカナダの特定した意図（メンズ・レア）

(Canada's Specific Intent to Destroy Indigenous Peoples (Mens Rea))

a) 国家にとっての「特定の意図」とは何か

ジェノサイドの意図は、歴史的には個人の刑事責任という視点で解釈されてきた。国家の意図（メンズ・レア）を立証するという要件を扱った判例は少ない。個人の刑事責任との関連でのジェノサイド犯罪の意図（メンズ・レア）には2つの別個の心理的要素で構成される。当該行為を実行するという一般的な意図と集団の全体または一部を破壊するという特定した意図である。（原注97）

ジェノサイドの国際違法行為に対する国家の責任という点では、本委員会は、自然人の心理を評価するのと同じやり方で国家に意図を帰属させることが幾分フィクションであると考ええる。(原注98) William Schabasが指摘するように、国家は「特定の意図を持たない。個人は特定の意図を持つ。国家は政策がある。特定の意図という用語は審理のため用いられるが、その真のテーマは国家の政策である。」(原注99) すなわち国家の政策が国家のメンズ・レアを具現化する。Schabasに従えば、これが以下のことについての理由を説明する。「ジェノサイド行為が実行された」かどうか尋ねられた際に、Darfur 調査委員会やICJのような機関は、その捜査を周辺にある個人に向けるのではなく、むしろその政策に目を向ける。」(原注100)

国家の意図について政策をベースとして解釈することについては、補完的な学術文献によって支持されている。Paola Gaetaはより明確に説明する：

国家の国際責任が発生するには、国家それ自体、またはその官僚の一人もしくはそれ以上の者が犯罪としてのジェノサイドの意図を抱いていたことを立証する必要はない。それは個人の刑事責任に関してのみ要件とされる。ジェノサイド政策が存在することについて直接的な証拠がない場合、暴力の全般的なパターンから、国家政策の究極的な目標が対象集団それ自体の破壊であること以外にないことを証明することのみが必要であろう。(原注101)

対照的に個人の刑事責任を立証するための、ジェノサイド政策の証明の必要性については論議的となっている。この複雑な問題の詳細に立ち入ることなく、旧ユーゴ国際刑事裁判所の上訴審はJelisić事件において以下のように述べた。

「計画または政策の存在は犯罪の法的な構成要素 (legal ingredient) ではない。」しかし同裁判所は、「特定の意図の証明という文脈では、計画または政策の存在がほとんどの事件での重要な要因となりうる」ことを認めた。(原注102) 確かに、常に政策がジェノサイドの実行の基礎にあり、それが犯

罪の公式な構成要件、または少なくとも黙示的 (implicit) だが必要な (necessary) 要件である」という議論が行われてきた。(原注103)

国際刑事裁判所の犯罪構成要件文書はまた、ジェノサイドの定義のなかに文脈 (context) という要件を追加している。「行為が当該集団に対して向けられた同様の行為と明白なパターンという文脈の下でなされるか、行為それ自体が破壊の効果を持つものである」ことが必要である。Al-Bashir 事件で国際刑事裁判所予審部は、この要件の前段部分を解釈して、ジェノサイド政策が個人のジェノサイド行為とジェノサイドの意図の双方にとっての前提要件であるとした。(原注104)

個人の刑事責任に関する議論にかかわらず、本委員会は、保護される集団を破壊する国家の特別の意図が、ジェノサイド政策の存在または行動の明確なパターンによってのみ証明されうるとの見解をとる。このことは植民地ジェノサイドの文脈においてとりわけ不可避である。この場合にすでにのべたように国際的な違法行為は、より緩慢で、知らぬ間に進み、構造的、組織的で、しばしば複合的な行政および政治的な指導体制に広がるものである。

ジェノサイドの意図を立証するのに必要な証明は必然的に複合的である。国家の意図を議論した2007年のセルビア事件においてICJは、以下のように断定した。

集団の全体または一部を破壊する特別の意図、*dolus specialis*は、そうした目的の一般的な計画が説得力を持って存在することが立証されうるのでない限り、特別の事情を参照することで説得的に示されなければならない。仮に行動のパターンがその存在の証拠として受け入れられるというためには、当該意図の存在を指摘し得るものでなければならない。(原注105)

さらにアド・ホック裁判所の判例は特定の意図について以下のように明確化してきた。

直接の明示的な証拠がない場合に、一般的な背景、同一の集団に組織的に向けられたその他の犯罪行為の実行、犯された虐殺の規模、特定の集団の構成員であることを理由に被害者に対して組織的な標的を向けることまたは破壊的および差別的な行為の反復という、多くの事実と事情から推論される。(原注106)

b) 保護される集団を破壊する意図という意味は何か。

本委員会は、保護される集団の全体または一部を破壊する意図の精確な範囲については議論があることを認める。(原注107) 集団の肉体的または生物学的な破壊に制限するジェノサイドの意図についての伝統的な考え方は、条約の立法作業に起因する。すでに述べたように(原注108)、文化的ジェノサイドを規定していた条約案3条について諸国が排除することを認める投票をした。従って国際的な刑事裁判所は、定義を制限的に解釈すべきという見解を支持するために条約の立法作業をしばしば援用してきた。

とはいえ、このアプローチはますます批判の対象となっている。第一に、条約法条約に規定する解釈の一般原則と両立しない。仮に1948年のジェノサイド条約の立法作業と交渉がジェノサイドという概念の性格を把握するうえで関連性があるとしても、これらは制限された法的価値のみ持つ。立法作業は国際法の法源ではない。(原注109) それ自体としてはこれらの文書は、条約の文脈と目的及び趣旨に照らし、用語の通常の意味に従ってなされた解釈を確認するためか、当該解釈が曖昧な意味を残すか、明白に馬鹿げているか非合理的な結果に至る場合に、解釈の補完的な手段としてのみ利用される。(原注110)

以下の分析においてわれわれが示すように、ジェノサイドの意図を解釈する上で肉体的および生物学的な破壊にのみとすることは、(禁止される行為)

という文脈においてかつ条約の目的と趣旨に照らしての「破壊」という言葉の通常の意味と合致しない。さらに「破壊」という用語を制限的に解釈すると、特に子どもの強制的な移送についてバカげた結果にいたるとともに、定義の範囲である致命的でない多くのジェノサイド行為について、それらの目的と整合しないことになる。(原注111)

「破壊」の意味の解釈での包摂的なアプローチは、ドイツの国内裁判所と欧州人権裁判所での判例の傾向で最もよい実例が示される。これらの判例では、ジェノサイドの意図に**社会単位としての集団** (group as a social unit) の破壊を含めると解釈できると結論した。ボスニアでのジェノサイドの後、ドイツの連邦検察局が131件の疑わしいジェノサイドを捜査し、その多くが起訴された。(原注112) 1997年のデュッセルドルフ地区高等裁判所 (Higher Regional Court in Dusseldorf) が Jorgić 事件で、「ジェノサイド犯罪の構成要件の一部として文字通り理解される、集団の破壊の意図には単なる肉体的、生物学的な破壊以上のものが含まれる」(原注113) とし、「独自性と個別性ならびに一緒に所属するという感情で社会単位となる集団を破壊すること」も含めるとした。(原注114) この解釈はドイツの国内法、ジェノサイド条約および2つのアド・ホック国際刑事裁判所の規程で定めるジェノサイドの文言の意味に基づいていた。地区裁判所は、ICTYとICTRの異なる判例に照らして「保護される集団の肉体的、生物学的な破壊を超えるジェノサイド理解が可能である」と結論した。(原注115) これらの認定された事項のちに連邦司法裁判所 (Federal Court of Justice) と連邦憲法裁判所 (Federal Constitutional Court of Germany) の両方の上訴審で確認された。(原注116)

この出現しつつある傾向に関わらず、2001年の Krstić 事件での ICTY 裁判部の判決は、Jorgić 事件のドイツ国内裁判所の見解を、明示的に拒否した。

同裁判部は、「最近の展開にかかわらず、慣習国際法はジェノサイドの定義を集団のすべてか一部分の肉体的、生物学的な破壊を追求する行為に限定している。」とした。(原注117) この判決は上訴審でも支持されたが、部分的反対意見を提出した上訴審判事の一人である Shahabuddeen 判事は、「規程によって物理的な破壊が必要とされる特定の事案を除き、集団の破壊の意図は、集団の全体または一部の肉体的ではない破壊 (non-physical destruction) を引き起こす意図の証拠によって証明されうる。」と結論した。(原注118)

1年後、2005年の Blagojević 事件で ICTY 第一審裁判部は、Jorgić 事件の先例と ICTR の Akayesu 事件に注目し、この反対意見を優先した。その判示は、集団は個人で構成されるばかりでなく、その歴史、伝統、構成員の間での関係、他の集団との関係、土地との関係によっても成り立つ。本裁判部は、集団がもはやそれ自身で再構築できぬような方法で住民の強制的な移転が行われる場合に、集団の肉体的または生物学的な破壊が住民の強制的移転で起こりうる結果であると認める。(原注119)

換言すると裁判部は、「集団の社会的および文化的な構造を損なう意図でなされる行為を通じて、集団を物理的に破壊する意図を認定し」(原注120)、Blagojević をジェノサイド犯罪で有罪とした。(原注121)

2006年の Krajisnik 事件で ICTY 第一審裁判部は、Shahabuddeen 判事の推論に従い、破壊という言葉が「集団構成員の肉体的または生物学的破壊に限定されない。集団 (またはその一部) は、集団 (またはその一部) より子どもを移送することないしは構成員相互の紐帯を切り離すことなど他の方法で破壊されうるからである。」と認定した。(原注122) この引用文への脚注として裁判部は以下のように述べた。

「集団」について話す際に肉体的または生物学的な破壊になりがちなのは

不正確である。もちろんその構成員は肉体的または生物学的な存在であるが、その構成員の間での紐帯のみならず構成員の文化および信条という集団の側面は肉体的または生物学的なものでない。よってジェノサイド条約での集団の「破壊の意図」とは、しばしば言われるような肉体的または生物学的に集団を破壊する意図に還元されうると見なされることはできない。

欧州人権裁判所が2007年にドイツのJorgić事件を結果的に審査し、ドイツの判決を支持した。(原注123) 同裁判所は、ジェノサイドの意図を社会集団としての集団の破壊を含めるという解釈が、ジェノサイド犯罪の「本質と両立」することを再確認した。(原注124) 裁判所は審査のなかで次のように説明した。

ジェノサイドで有罪とするために、「破壊の意図」概念を肉体的または生物学的破壊だけを対象とするか、それとも社会的集団としての集団の破壊も含めるかにつき、(ジェノサイド条約締約国の国内裁判所は) 加害者が意図していなければならない集団破壊の類型を定義していたという事案の報告はない。(原注125)

欧州人権裁判所は、「集団それ自体の破壊の意図」についてドイツの裁判所が拡張解釈したことに協調し、「刑法におけるジェノサイド犯罪を、その文脈で読まれる言葉遣いによってカバーされるのであり、それは不合理とみなされない。」とした。(原注126)

異なる見解を注意深く吟味し、現状でのジェノサイドの定義を厳密に分析したのち本委員会は、「破壊の特定した意図」が肉体的または生物学的破壊のみならず最小限、社会的集団としての集団の破壊もカバーするとの見解である。

前記の判例法より派生する議論に加えて、特に本委員会は、「それ自体」という語句が社会的集団としての集団を意味するものと解釈されうることを留意する。(原注127) William Schabasが指摘したように、「条約での言葉は確かにそうした解釈と関係し得る。間違いなくそれは暴力、経済的生活の抹消そして同化への誘導の組み合わせによる、先住民族共同体の破壊をも含むものである。」(原注128)さらには子どもの強制的な移送行為は、肉体的および生物学的破壊に限定する狭い考え方にフィットしないし、定義の範囲内にあるその他の致命的ではない禁止行為にもフィットしない。

ICTYでのKrstić事件に従い一部の学者は、生物学的破壊が「子どもの強制的な移送も含むように解釈されなければならない」と提言している。(原注129)しかしながら本委員会は、集団の生殖能力の破壊である生物学的ジェノサイドが子どもの強制的移送に固有の性格と調和しないものと認める。(原注130)子どもの強制的移送の禁止は、論理的には社会集団としての集団の破壊という特定した目的との関連でのみ解釈されうる。(原注131)ジェノサイドのこの構成要件に関する最近の法的な展開に応じて、一部の学者は「将来の法廷または刑事裁判所が正義を達成するのに必要と考えるならばこのような破壊の意図についての見解を採用する蓋然性がある」と信じている。(原注132)

本委員会は、ジェノサイドの意図には肉体的および生物学的破壊に加えて社会的集団としての集団の破壊も含まれるという見解の背景となる法的推論を全面的に取り入れ、支持する。

c) 先住民族を破壊するカナダの意図

カナダの植民地の歴史が、ジェノサイドの政策の存在、先住民族の破壊の意図を反映した「同様の行動の明白なパターン」の存在について十分な証拠

を提供する。カナダ国家は、先住民族との現在の関係と分かちがたく結びついている植民地のジェノサイド政策の上に作られた。現代のカナダの政策は植民地の遺産を永続させており、先住民族、特に女性、少女および2SLGBTQIAの人々の暴力と周縁化の明白なパターンという結果を生んできた。これらの政策は、最終報告書第1a巻において詳細に記録されており、子どもの過剰な逮捕、警察による保護の欠如、強制的な不妊およびインディアン法制の引き続くインパクトならびに現状維持というような実践を含んでいる。

数十年にわたるカナダによるジェノサイドの国際的禁止に違反した違法行為の複合的な性格を立証した本委員会は、また国家としてのカナダがメンズ・レア要件を示しているものと結論する。カナダは、継続する政策を示してきた。つまり表面の目的に変遷を示しつつその究極的な変わらない意図が、先住民族を肉体的および生物学的に、ならびに社会的集団として破壊することであり、それゆえ特別の意図という構成要件を満たしている。

カナダの植民地政策は、その時点で土地を占有していた様々な先住民族を抹消することを狙いとしており、先住民族共同体の存在に対する現実の脅威であった。記録された事実で発生したこととして1700年代を通して植民地軍が「生物学的戦争」（原注133）に関与した。天然痘ウイルスに汚染された毛布を先住民族共同体じゅうに配布したのである。その結果、特定の先住ネーション（Indigenous Nations）の人口が50%を超えて減少した。（原注134）1750年代のノバ・スコシアでは、先住民族であるミックマックの殺害の教唆と報償を内容とした頭皮の懸賞金が出された。（原注135）他の多くの先住ネーションも迫害され、殺害された。その中にはベオスック人（the Beothuk）が含まれ、1820年代後半までに完全に絶滅されたと信じられている。（原注136）⁵⁾

先住民族の計画的殺害に加えて、先住民族への深刻な身体的および精神的な危害を引き起こし、先住民族共同体の生活条件へその肉体的破壊をもたらすよう計算して意図的に介入するひどい植民地政策が存在した。1870年代に植民地軍は、「カナダ太平洋鉄道が姿を現すにつれ、レジヤイナからアルバータとの境界にかけての広大な地域での民族的な浄化の手段として、食料を奪った。」(原注137) 1880年代では、政府が認可した寄宿学校が創立されて、先住民族の子どもが家族から強制的に引き離されインディアン寄宿学校制度の下で飢餓、故意での病気感染、殴打、拷問、レイプ、監禁、暴力および虐待に直面した。1900年代初め政府の医師たちは、寄宿学校の先住民族の子どもを対象とした非人道的な実験を行った。それには健康な子どもを結核に感染した子どもにわざと暴露させたものが含まれ、「学校への出席を強制させられた子どもの中での死亡率が30%から60%という結果に至った。」(原注138)

これらの植民地政策は先住民族共同体の組織的な破壊という点でひどいものであるが、今日異なる形でこれらの政策の多くが続いている点でよりひどいものである。本委員会の認定事項から、現在の政策が植民地時代ならびに現在進行中の植民地暴力と明白に結び付いていることが暴露されており、今日のカナダ国家による先住民族共同体への行動に起因する「明白なパターン」が示されている。

この行動には、先住民族を破壊し、同化させ、抹殺する積極的な措置(原注139)と、安全、平等および不可欠のサービスへのアクセスを確保すべきカナダ政府の不作為の双方が含まれ、それらのことで先住民族共同体、とく

5) ベオスック人。ニューファンドランドに居住していた、アルゴンキン系の先住民族。ミックマック人の伝承では、移住者によって従来の居住地である海岸地域から追い出されたベオスック人が、他地域の先住民族集団と結婚してその子孫が当該地域集団の一員として生存しているという。David Joseph Gallant, Michell Filice, Beothuk, Canadian Encyclopedia, on line, last edition July 22, 2022.

に女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対して直接的かつ生命の脅威となる結果を生じてきた。

5. 結論：カナダのジェノサイドについての責任と賠償の義務 (Conclusion: Canada's Responsibility for Genocide and Obligations of Reparations)

3年間という任務のあいだ本委員会が聞いた数千の暴力の物語が、先住民族を相手にカナダ国家の遂行したジェノサイドの存在のベールを取り除いた。

このジェノサイドは、今日まで数世紀にわたり維持されてきた植民地構造と政策によって可能となったもので、こんにち先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対して加えられている暴力の根本原因のひとつを構成している。

法的に言うと、このジェノサイドは国際法の下でカナダ国家の責任を引き起こす、複合した違法行為を構成する。カナダは、一連の作為と不作為の全体を通じて国際的な義務を侵害してきたし、この違反はジェノサイド行為が継続して発生し、破壊的な政策が維持される限り将来においても存続するだろう。

国際法の下でカナダは、先住民族に対して自らが起こした損害を救済し、賠償、金銭補償および精神的満足を提供すべき義務がある。しかしながら、真っ先に国際法の最も根本的な規則の一つをカナダが違反していることにつき、それを中止する義務が要求される。カナダは先住民族に対する長年の暴力のパターンと迫害を終わらせなければならない。

現在のところ、カナダが先住民族の視点に耳を傾けず、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対する暴力に関わるものなど、これらの者の最も基本的な人権への甚だしい侵害 (flagrant violation) に対処していな

いことが顕著である。いわゆる多文化主義と基本的人権のチャンピオンは、この間それが設立した委員会を含めた多数の異なるアクターを通じて形成してきた多くの勧告に沿って、悲しくも意図的に行動してこなかった。とはいえ、先住民族の声に耳を傾けることは誠実さの表現より以上のことである。それは法的な義務である。このジェノサイドを終了させ適切な賠償を提供するためには、カナダ政府が本委員会の「正義への要求」(Calls for Justice)を全面的かつ迅速に履行することが必要である。

カナダは「植民地主義の力に抵抗し、それを無効にする」(原注140)ための非植民化のアプローチを採用するべきである。その際に人種主義、抑圧および先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々を相手にして遂行されるその他の形態の暴力を助長する植民地構造の存在を認めて、その解体を行う。

カナダは「すべての先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対してその文化とアイデンティティを回復し、再生し、再活性化するため文化と言語への安全で、バリアーがなく、恒久的で意味のあるアクセス」(原注141)を提供することを確保しなければならない。先住民族の健康とウェルネス (health and wellness)、人身の安全、司法、文化及び平等への権利が、公平な基礎に基づき承認され、支持され、保護されるように確保しなければならない。

カナダの先住民族ジェノサイドを終了させるには、構造、制度、法制および政策の非植民地化と先住民族化 (indigenization) の誠実で能動的なプロセスを必要とする。本委員会の「正義への要求」の速やかな実施が、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対する暴力に対処するうえで不可欠である。また、ジェノサイド遂行のカナダの責任からの直接の帰結として、国際法上賠償の措置をとる課題が課せられている。

いまや現実をそのように呼ぶときである。先住民族に対するカナダの過去および現在の植民地政策、作為および不作為はジェノサイドである。そしてカナダを拘束する法により、ジェノサイドには説明責任 (accountability) が要求される。

本委員会は、この法的分析と認定事項がカナダにおけるジェノサイドについて必要とされる議論に貢献し、先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの人々が経験した暴力の根本的な原因である、植民地暴力についての本報告での性格付けについて、より一層の研究が出てくるように希望する。

(原注)

1. 失踪・殺害された先住民族の女性および少女に関する全国調査委員会、「パワーと場所を取り戻す」、第1a巻、50頁。
2. ジェノサイド犯罪の防止および処罰に関する条約、1948年12月9日、78 UNTS 277 (1951年1月12日発効)、第2条 (以降、ジェノサイド条約)
3. 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程、国連安保理決議827号 (1993年)、第4条 (ICTY規程)
ルワンダ国際刑事裁判所規程、国連安保理決議955号 (1994年)、第2条 (ICTR規程)
国際刑事裁判所ローマ規程、1988年7月17日、2187UNTS 38544 (2002年7月1日発効)、第6条 (ローマ規程)
4. Louis Rene Beres, “Justice and realpolitik: International law and the prevention of genocide” (1988) 33 Am J Int Law 23, 123-124頁。
5. ジェノサイド条約適用事件 (ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対セルビア・モンテネグロ)、Lauterpacht 判事個別意見、[1993] ICJ Rep 407, パラ100。
これも見よ、コンゴ領域での武装活動事件 (2002年新規請求)、裁判所管轄および請求の受容、[2006] ICJ Rep 6, パラ64。

6. 検察官対 Radislav Krstić 事件、IT-98-33-T, 判決（2001年8月2日）、パラ541。（ICTY、第一審裁判部）（Krstić 事件）
これも見よ、検察官対 Clement Kayishema and Obed Ruzindana 事件、95-1-T, 判決および刑期言い渡し（1999年5月21日）、パラ88。（ICTR、第一審裁判部）
7. 「国連総会宛て委員会報告：第53会期」（UN Doc A/56/10）、国際法委員会年報（2001年）第2巻第2部、パラ85。（ILC 条文コメンタリー）
8. 人道に対する犯罪および戦争犯罪法、SC2000, c24, 第4条（3）、第6条（3）
9. 見よ、Fannie Lafontaine, *Prosecuting Genocide, Crime against Humanity and War Crimes in Canadian Courts* (Toronto: Carswell, 2012), 160頁以降。
10. Paola Gaeta, “On What Conditions Can be a State Be Held Responsible for Genocide?” (2007) 18:4 Eur J Int Law 631, 633頁。
11. ジェノサイド条約適用事件（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対セルビア・モンテネグロ）、[2007] ICJ Rep43, パラ166（セルビア2007）、Gaeta, 前掲注10、632-633pp
12. 同書、パラ395頁。裁判所は、ボスニアのセルビア人が1）セルビア政府の国家機関ではないこと、2）セルビア国家の「指揮およびコントロール」の下になかったこと、および3）セルビアから「援助または支援」を受けていなかったこと、を判示した。
13. 見よ、例えば、セルビア2007、前掲注11、パラ398。
14. ILC 条文・コメンタリー、前掲注7、26頁。第4条。
15. 同書、4条2項。
16. Raphael Lemkin, *Axis Rule in Occupied Europe: Laws of Occupation, Analysis of Government, Proposals for Redress* (New York: Columbia University Press, 1944) 79頁。（Lemkin, Axis Rule）

17. Leora Bilsky & Rachel Klagburn, "The Return of Cultural Genocide?" (2018) 29: 2 Eur J Int Law 373, 378頁。
18. Lemkin, Axis Rule, 前掲注16。
19. Raphael Lemkin, "Genocide as a Crime under International Law" (Undated) Am Jew Hist S, manuscript Collection p.154. Raphael Lemkin Collection, Box6, folder2, 2 頁。
20. 見よ、例えばHenry T King Jr, "Origins of the Genocide Convention" (2008) 40 Case W Res J Int L 13, 13頁。
21. 同決議は「戦前において不処罰のままであった行為でニュルンベルク裁判での欠点であったものに対処するため必要なもの」として上程された。
見よ、William A Schabas, "Origins of the Genocide Convention : From Nuremberg to Paris" (2008) 40 Case W Res J Int L 35. また見よ、The Crime of Genocide, GA Res 96 (I), UNGAOR, 1st Sess, 55th Plenary Mtg, UN Doc A/RES/260 (1946), 188-189頁。(決議96 (I))
22. 決議96 (I)、前掲注21。興味深いことに本決議は、「生存の権利の否定が人類の良心にショックを与え、結果として人間集団が表現する**文化的**その他の寄与という形で人類に対し多大の損失を生じたこと」を認めた。(強調は本報告書による)
23. 同書。
24. 同書。
25. Robert van Krieken, "Rethinking Cultural Genocide : Aboriginal Child Removal and Settler-Colonial state formation" (2004) 75:2 Oceania 125, 135頁。
26. UNGA Sixth Committee (国連総会第6委員会)、3rd Session, 82nd Meeting, UN Doc A/C.6SR.82 (1948).
27. William A. Schabas, *Genocide in International Law : The Crime of*

- Crimes*, 2nd ed (Cambridge university Press, 2009) 294頁。[Schabas, Genocide]
28. 見よ、前掲書。294頁。(パラグラフ (e) は実際に文化的ジェノサイドの一形態であるものを規定する。)、Claus Kreß, “The Crime of Genocide under International Law” (2006) 6:4 Int Crim L Rev 461, 484頁 (“この禁止された行為はいわゆる文化的ジェノサイドとのボーダーラインに位置している。”))
29. 条約の前文は、「ジェノサイドという忌まわしい苦悩から人類を解放するという目的を表明している。(強調は著者)
30. Global Justice Center, “Beyond Killing: Gender, Genocide & Obligations Under International Law” (2018) 2 頁。
31. 前掲書。
32. 前掲書。9 頁。
33. すなわち、「集団の構成員の死亡に即時に至らない」行為。見よ。Kayishema 第一審裁判部判決、上記脚注 6、パラグラフ116。
34. Prosecutor v Jean-Paul Akayesu, 96-4-T, 判決 (1998年 9 月22日) パラ 731。(ルワンダ国際刑事裁判所、第一審裁判部) [Akayesu 第一審裁判部判決]
35. 前掲書。
36. 前掲書。パラ732。
37. Elisa von Joeden-Forgery, “Gender and the Future of Genocide Studies and Prevention” (2012) 7:1 GSP 89, 92-93頁。
38. Pam Palmater, “Genocide, Indian policy and Legislated Elimination of Indians in Canada” (2014) 3:3 Aboriginal Policy Studies 27, 28頁。
これはDean Neu & Richard Therrien, *Accounting for Genocide: Canada’s Bureaucratic Assault on Aboriginal People* (Blackpoint. NS: Fenwood Publishing, 2003) 8頁、を引用。

39. Palmater, 上記脚注38、31頁。また以下を見よ。Dirk A Moses, “Toward a Theory of Critical Genocide Studies” (18 April 2008) online: *Online Encyclopedia of Mass Violence* [Moses, Critical studies]
40. Palmater, 上記脚注38、31頁。これは、Brian Titley, *A Narrow Vision: Duncan Campbell Scott and the Administration of Indian Affairs in Canada*, (Vancouver: UBC Press, 1986) 34頁、を引用。
41. Andrew Woolford & Jeff Benvenuto, “Canada and colonial genocide” (2015) 17: 4 *Genocide Res* 373, 374頁。
42. 前掲書。375頁。
43. Adara Goldberg, “Canada and the Holocaust” (2016年5月6日), online: *The Canadian Encyclopedia*
44. Woolford & Benvenuto, 上記脚注27、375頁。
45. ILC Articles & Commentary, 上記脚注12、27頁。第15条。
46. 前掲書。62頁。
47. Moses, “Critical Studies”, 上記脚注39。
48. 前掲書。
49. 前掲書。
50. Palmater, 上記脚注38、32頁。
51. 前掲書。これは、Neu & Therrien, 上記脚注38、を引用している。
52. Palmater, 上記脚注38、34頁。
53. Woolford & Benvenuto, 上記脚注41、375頁。
54. 見よ、決議96 (I)、上記脚注21:「ジェノサイド罪の犠牲者は集団そのものである。」、また次を見よ、Prosecutor v Goran Jelišić, IT-95-10-T, 判決 (1999年12月14日)、パラ79、(旧ユーゴ国際刑事裁判所、第一審裁判部) [Jelišić 第一審裁判部判決]; Agnieszka Szpak, “National, Ethnic, Racial, and Religious Groups Protected against Genocide in the Jurisprudence of the ad hoc International Criminal Tribunals” (2012)

- 23:1 Eur J Int law 155, 158-159頁。
55. Akayesu 第一審裁判部判決、上記脚注33、パラ512。
56. 前掲書。パラ513。
57. “Report of the International Commission of Inquiry on Darfur to the United Nations Secretary-General” (Geneva: UN, 2005), パラ494, [Darfur Report]
58. Akayesu 第一審裁判部判決、上記脚注34、パラ514。
59. 前掲書。パラ515。
60. Szpak, 上記脚注54、159頁。
61. Akayesu 第一審裁判部判決、上記脚注34、パラ702。
62. 前掲書。
63. 見よ。例えば、Akayesu 第一審裁判部判決、上記脚注34、パラ516。⁶⁾
Darfur Report, 上記脚注57、パラ501。
64. Szpak, 上記脚注54、162頁。見よ、Prosecutor v Simeon Nchamihigo, 01-63-T, 判決・刑言い渡し (2008年11月12日)、329-338頁。(ルワンダ国際刑事裁判所、第一審裁判部)
65. Prosecutor v Georges Anderson Nderubumwe Rutaganda, 96-3-T, 判決・刑言い渡し (1999年12月6日)、56頁。(ルワンダ国際刑事裁判所、第一審裁判部) [Rutaganda 第一審裁判部判決], Prosecutor v Ignace Bagilishema, 95-1A-T, 判決 (2001年6月7日)、65頁。(ルワンダ国際

6) 原注63に引用された判決の箇所を、訳出する。「ジェノサイド条約で保護される集団(規程の2条でも反映されている)とは明示的に言及されている4集団に限定されるかどうか、および当該集団は上記の4集団のような安定的で恒常的などのような集団を含むべきでないのかどうかについて検討する。換言すれば、提起される問題点として、当該集団が生まれにおいては安定的で恒常的であるものの、ジェノサイド条約により明示的に保護される4つの集団のいずれの定義を満たさない場合に、ジェノサイド条約の下でその集団そのものの肉体的な破壊を処罰することができないのかということがある。本裁判部の見解では、ジェノサイド条約の起草者の意図を尊重することが特に重要である。条約の起草作業によると、安定的で恒常的ないずれの集団についても保護を確保することが明白である。」

- 刑事裁判所、第一審裁判部) [Bagilishema 第一審裁判部判決]
66. Darfur report, 上記脚注57、501頁。
67. 前掲書。又次を見よ。Szpak, 上記脚注54、161頁、168頁。Johan D van der Vyver, “Prosecution and Punishment of the Crime of Genocide” (1999) 23:2 Fordham Intl L J 286, 306頁。
68. Statistics Canada, “The Aboriginal languages of First Nations people, Metis and Inuit: Census of population, 2016” (2017), 1頁。また次を見よ。The Royal Canadian Geographical society in partnership with Canada’s National Indigenous Organizations, *Indigenous Peoples Atlas of Canada*, 4 vols (Ottawa: Canadian Geographic, 2018)
69. 見よ、Michael Berenbaum, ed., *A Mosaic of Victims: Non-Jews Persecuted and Murdered by the Nazis* (New York: New York University Press, 1990) また次を見よ、Tamara Starblanket, *Suffer the Little Children: Genocide, Indigenous Nations and the Canadian State* (Gardena, CA: SCB Distributors, 2018), 35頁。
70. 例えば、ホロコーストはユダヤ人の破壊のみを目的にしたものではない。ナチはまたポーランド人やその他のスラブ人、ホモセクシャルなども標的にした。見よ、Starblanket, 上記脚注69, 35頁。
71. Global Justice Center, 上記脚注30, 11頁。
72. ジェノサイド条約、上記脚注2、2条(a)

7) 原注73に引用された判決の箇所を、訳出する。「規程2条2項(a)と関連して、ジェノサイド条約と同様に本裁判部は、当該パラグラフが仏語版では“meurtre”, 英語版では“killing”と述べていることに留意する。第一審裁判部の意見としては、英語版で使用されている“killing”という用語が殺人で意図的なものとそうでないものの双方を含みうることから、あまりに一般的なものと考える一方で、仏語版で使用されている“meurtre”という用語がより精確であると考え。死亡を引き起こす意図によって死亡が発生した場合に殺意のある謀殺(murder)があることが認められている。それはたまたまルワンダ刑法典の311条で次のように規定されている通りである。「死亡を引き起こす意図をもって実行された殺人は、謀殺(murder)として扱われなければならない。」

73. Akayesu 第一審裁判部、上記脚注34、パラ500。⁷⁾
74. 国際刑事裁判所、犯罪構成要件文書、ICC-ASP/1/3, 108頁。UN Doc PCNICC/2000/Add.2 (2000), n2 [犯罪構成要件文書]
75. Prosecutor v Laurent Semanza, 95-2-T, 判決・刑言い渡し (2003年5月15日)、パラ319。(ルワンダ国際刑事裁判所、第一審裁判部)[Semanza 第一審裁判部判決]
76. Global Justice Center, 上記脚注30、12頁。
77. Krstić 第一審裁判部判決、上記脚注6、パラ513。
78. Akayesu 第一審裁判部判決、上記脚注34、パラ504。
79. Krstić 第一審裁判部判決、上記脚注6、パラ513。また見よ、Akayesu 第一審裁判部判決、上記脚注34、パラ502。：危害は「恒久的で救済不能」である必要はない。しかしながら次を見よ、Semanza 第一審裁判部判決、上記脚注75、パラ321。：「重大な精神的な危害」とは、「精神的な能力の比較的小さいか一時的な障害より以上のもの」を意味する。
また以下も見よ。Kayishema 第一審裁判部判決、上記脚注6、パラ108、Rutaganta 第一審裁判部判決、上記脚注65、パラ51、Prosecutor v Alfred Musema 96-13-T, 判決・刑の言い渡し (2000年1月27日)、パラ156 (ルワンダ国際刑事裁判所) [Musema 第一審裁判部判決], Bagilishema 第一審裁判部判決、上記脚注5、パラ59。
80. 犯罪構成要件文書、上記脚注74、n3。
81. Prosecutor v Radvan Karadžić, IT-95-5/18-T, 判決 (2016年3月24日)、パラ545 (旧ユーゴ国際刑事裁判所、第一審裁判部)；Prosecutor v Zdravko Tolimir, IT-05-88/2-A, 判決 (2015年4月8日)、パラ202、(旧ユーゴ国際刑事裁判所、上訴裁判部) [Tolimir 上訴審判決]、Krstić 第一審裁判部判決、上記脚注6、パラ513、Kayishema 第一審裁判部判決、上記脚注6、パラ113。

82. Krstić 第一審裁判部判決、上記脚注 6、パラ513。
83. Tolimir 上訴審判決、上記脚注81、パラ225。また見よ。Akayesu 第一審裁判部判決、上記脚注34、パラ505-506、Kayishema 第一審裁判部判決、上記脚注 6、パラ115-116、Rutaganta 第一審裁判部判決、上記脚注 6、パラ52、Musema 第一審裁判部判決、上記脚注79、パラ157、Krstić 上訴審判決、パラ25。
84. 犯罪構成要件要素、前掲注74、n 4
85. *Prosecutor v Omar Hassan Ahmed Al Bashir*, ICC-02/05-01/09-94, 逮捕令状発出の検察官申請に関する第2次決定（2010年7月12日）、パラ32-40。（ICC 予審裁判部）
86. *Attorney General of Israel v Adolf Eichmann*, (1961年)、エルサレム地区裁判所 40/61, 36 ILR 277 (Israel), パラ199。
87. Claus Kreß, “The Crime of Genocide under International law” (2006) 6 : 4 Int Crim L. Rev 461, パラ483。
88. Akayesu 第一審裁判部判決、前掲注34、パラ507-508。
また次を見よ。Kayishema 第一審裁判部判決、前掲注 6、パラ117、Rutaganda 第一審裁判部判決、前掲注65、パラ53、Musema 第一審裁判部判決、前掲注79、パラ158。
89. Akayesu 第一審裁判部判決、前掲注34、パラ508。
90. 犯罪構成要件文書、前掲注74、第6条 (e)
91. 同上。
92. Akayesu 第一審裁判部判決、前掲注34、パラ509。このアプローチは後続の判例によって支持された。見よ、Kayishema 第一審裁判部判決、前掲注 6、パラ118、Rutaganda 第一審裁判部判決、前掲注65、パラ54、Musema 第一審裁判部判決、前掲注79、パラ159。
93. 犯罪構成要件文書、前掲注74、n5
94. Starblanket, 前掲注69、66頁。

95. 失踪・殺害された先住民族女性および少女に関する全国調査委員会、「パワーと場所を取り戻す」、1 a 巻、50頁。
96. 同上53頁。
97. Kai Ambos, “What does ‘intent to destroy’ in genocide mean?” (2009) 91 : 876 Int rev Red Cross 833, 834頁。
98. William A Schabas, “State policy as an Element of International Crimes” (2008) 98 : 3 J Crim Law Criminol 953, 971頁。[Schabas “State Policy”]
99. 同上970頁。
100. 同上。
101. Gaeta, 前掲注10、643頁。
102. *Prosecutor v Goran Jelisić*, IT-95-10-A, 判決 (2001年7月5日)、パラ48、(旧ユーゴ国際刑事裁判所、上訴裁判部) [Jelisić 上訴審判決]
103. これについての検討と提言は次を見よ。Antonio Cassese, “Is Genocidal Policy a Requirement for the Crime of Genocide?”, Paula Gaeta, ed, *The UN Genocide Convention : A Commentary* (Oxford University Press, 2009) 128頁。
104. *Prosecutor v Omar Hassan Ahmad Al Bashir*, ICC-02/05-01/09-3, Omar Hassan Ahmad Al Bashir 宛て逮捕令状の発出に関する検察官申請についての決定、パラ149-152。(ICC, 予審裁判部)
105. *Serbia* 2007, 前掲注11、パラ373。ICJは同様の見解を採用し、下記の判決に当該部分を明示的に引用した。Application of the Convention On the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v Serbia), 2015年2月3日判決、[2015] ICJ Rep 3, パラ417。
106. *Jelisić* 上訴審判決、前掲注102、パラ47、以下に引用。*Darfur Report*, 前掲注57、パラ502。
107. Kreß, 前掲注28、481頁。William A Schabas, *Genocide in International*

- Law* (2009), 271頁。
108. 前記 2章b) (ジェノサイド条約の歴史と先住民族の視点の排除) を参照。
109. 国際司法裁判所規程、1946年4月18日、33 UNTS (国連条約集) 993、第38条。
110. ウイーン条約法条約、1969年5月23日作成、1155 UNTS 331 (1980年1月27日発効)、第31条および第32条。
111. Schabas, *Genocide*, 前掲注37、294頁。Elisa Novic, “Physical-biological or socio-cultural ‘destruction’ in genocide? Unravelling the legal underpinnings of conflicting interpretations” (2015) 17: 1 *J Genocide Res* 63, 70頁。
112. Ruth Rissing-van Saan, “The German Federal Supreme Court and the Prosecution of International Crimes Committed in the Former Yugoslavia” (2005) 3 *J Int Crim Just* 381, 382頁。
113. 同上398頁。
114. Karolina Wierczynska, “Evolution of the Notion of Genocide in the Context of the Jurisdiction of the National Courts” (2006) 28 *Polish YB Int L* 83, 90頁。
115. Rissing-van Saan, 前掲注112、398頁。
116. (ドイツ) 連邦憲法裁判所は以下のように判示した。「ジェノサイドの法律上の定義は、個人を超える法的な保護ということに依存する。すなわち、該当する集団の社会的な存在である。(略) 当該集団を破壊する意図は、身体的および生物学的な絶滅を超えて拡大する。(略) 従って法律の文言の解釈として、被告人の意図が最小限当該集団の構成員の相当数を物理的に絶滅させることでなければならないという必要はない。」2 BvR 1290/99, 2000年12月12日、パラ(III)(4)(a)(aa); 以下に引用。*Krstić*, 第一審裁判部判決、前掲注6、パラ579。また次を見よ。

Schabas, *Genocide*。

117. *Krstić*, 第一審裁判部判決、前掲注6、パラ580。
118. *Prosecutor v Radislav Krstić*, IT-98-33-A, 判決（2004年4月19日）パラ48、パラ55。（旧ユーゴ国際刑事裁判所、上訴裁判部）
また次を参照。Kreß, 前掲注28、488頁。
119. *Prosecutor v Vidoje Blagojević & Dragan Jokić*, IT-02-60-A, 判決（2005年1月17日）、パラ666。（旧ユーゴ国際刑事裁判所、上訴裁判部）
[Blagojević上訴審判決]
120. Novic, 前掲注112、68頁。
121. *Blagojević*, 上訴審判決、前掲注119、パラ122。異なる法的論点により上訴審では有罪判決が覆された。本件での不可欠の要素である、大量殺害についての彼の認識（knowledge）が立証されなかったと上訴審裁判部が判断した。
122. *Prosecutor v Momčilo Krajišnik*, IT-00-39-T, 判決（2006年9月27日）、パラ854。（旧ユーゴ国際刑事裁判所、第一審裁判部）
123. *Jorgić v Germany*, No 74613/01, [2007] III ECHR 263, 47 EHRR 6。
124. 同上、パラ103。
125. 同上、パラ46。
126. 同上、パラ105。
127. Kreß, 前掲注28、487頁。
128. Schabas, *Genocide*, 前掲注36、271頁。「条約の文言は確かにこのような解釈が可能である。」
129. Kreß, 前掲注28、487頁。
130. Novic, 前掲注111、70頁。
131. 同上、77頁。「メンズ・レアについての「より広い」理解は、(c)号の位置づけを明確にしさえすれば、ジェノサイドの法的な定義に一貫性を与えるだろう。」

132. Alberto Costi, “The 60th Anniversary of the Genocide Convention” (2008) 39 VUWLR 831, 845頁。
133. Jordan Gill, “‘Extirpate this execrable race’ This dark history of Jeffery Amherst” (2017年4月29日) オンライン：*CBC News*
www.cbc.ca/news/canada/prince-edward-island/jeffery-amherst-history-complex-1.4089019
134. Palmater, 前掲注39、32頁。以下の論文を引用する。
American Medical Association, “Smallpox as a Biological Weapon; Medical and Public Health Management” (1999) 281 JAMQ 2127, 2128頁。
135. Palmater, 前掲注38、32頁。この布告は一度も廃止されず、つい2018年まで法的に存続した。次を見よ。Alexander Quon, “Mi’kmaq elder calls for revocation of scalping proclamation” (2018年2月2日) オンライン：*The Globe and Mail*
<https://globalnews.ca/news/4003961/mikmaq-elder-scalping-proclamation>
136. Palmater, 前掲注38、32頁。
137. James Dashuk, “When Canada Used Hunger to Clear the West” (2013年7月19日) オンライン：*the Globe and Mail*
<https://www.theglobalandmail.com/opinion/when-canada-used-hunger-to-clear-the-west/article13316877/>
138. Palmater, 前掲注38、32-33頁。
139. 同上、32頁。
140. National Inquiry into Missing and Murdered Indigenous Women and Girls, “Interim report: Our Women and Girls are Sacred” (2017)、22頁。オンライン：*MMIWG*
<http://www.mmiwg-ffada.ca/files/ni-mmiwg-interim-report-en.pdf>
141. 失踪・殺害された先住民族女性および少女に関する全国調査委員会、

「パワーと場所を取り戻す」、1b巻、179頁。

3. 考察

補足報告書の執筆（筆頭）にあたったカナダのLaval大学Fannie Fontaine教授（国際刑事法および人権法）は、2021年6月11日にウェブ論壇フォーラム『The Conversation』上で「いかにしてカナダは先住民族に対してジェノサイドを実行したのか、その認定の中心にいた法律家が説明する」という論考を発表した⁸⁾。報告書の発表当時に国内の主流メディアや先住民族ではない国民の多くが、報告書に対して「否定と疑惑」を持って迎えたこと（教授の表現では、「カナダのジェノサイドだって？とんでもない」）を率直に認める。しかしながら報告書のこの結論はコミッショナーと全国の数千の先住民族にとっては「避けられないもの」であった。そして、ブリティッシュコロンビア州のカムループスにあった寄宿学校の跡地で215人の子どもたちの遺骨が見つかった、とのニュースが飛び込んだ。教授によると、「ジェノサイドが起こった場所でよく発見される大規模な墓場」と同じに見えたという。その結果カナダ国民の多くは、国家がジェノサイドを実行したと認識できるようになった。とはいえ、寄宿学校の問題は暴力と危害の構造での「氷山の一角」であり、教授はジェノサイドがホロコーストに限定されるものではないとの立場を明言する。そして「植民地ジェノサイド」は徐々に進行するプロセスであって、先住民族の破壊をねらった植民地政策が長期にわたり続いたこと、さまざまな政治指導者と行政官僚の手により先住民族に対する暴力と破壊を意図した行為が「構造的、制度的に」行われてきたことに注意を向けている。そのような歴史認識を踏まえて、カナダ国家による「植民地

8) Fannie Lafontaine, “How Canada committed genocide against Indigenous peoples, explained by the lawyer central to the determination”, (June 11, 2021) The Conversation, <https://theconversation.com/how-canada-committed-genocide-against-indigenous-peoples-explained-by-the-lawyer-central-to-the-determination>

ジェノサイド」に関連した作為と不作為とが、ジェノサイド禁止の国際法に違反する「複合的行為」としての国家責任を発生させると説明するのである。

さらにFontaine教授は、今日でもカナダの政策は継続しており先住民族に対するジェノサイドをやめることが法的な義務であること、ならびに行為についての謝罪に加えて植民地主義の影響を除去し、先住民族が自己決定の権利を持つ人民として再びパワーを持つことが必要であるとする。

では補足報告の内容において特に留意したい点や問題点は何か。ここでは3点に絞り考察する。

(1) 報告書の第4章a)において、先住民族を破壊するカナダ国家の「特別の意図」が説明されているが、国家の政策からジェノサイドの要件たる破壊の「特別の意図」を引き出すという解釈を、William A. Schabasアイルランド国立大学教授（国際刑事法・人権法）とPaula Gaetaジュネーブ大学教授（国際刑事法）の論説を肯定的に引用している⁹⁾。

Schabas教授は報告書で引用された箇所に続いて次のように述べている。大規模な民族浄化がある国家の扇動により実行される際には、個々の実行者による行為の動機として犠牲となる集団の物理的な絶滅を追求する人種差別主義的な憎悪がある。目的がジェノサイドではない個人の集団による行為であっても、一部の個人のなかにジェノサイドの意図が存在しうるのである。そこで南スーダンでの住民虐殺について安保理決議で設置された委員会やボスニアが内戦でジェノサイド条約違反を理由にセルビアを訴えた事件（ジェノサイド条約適用事件）を審理したICJは、個別の個人の意図ではなく国家

9) 報告書19頁。引用されている論説は、“William A. Schabas, “State Policy as an Element of International Crimes”, *Journal of Criminal Law and Criminology*, Vol.98 No3, 2008, pp953-982, Paula Gaeta, “On What Conditions Can a State Be Held Responsible for Genocide?”, *European Journal of International Law*, Vol.18 No4, 2007, pp631-648.

10) Schabas, 前掲論文、970頁。

の政策に焦点を当てたという。¹⁰⁾

一方でジェノサイド行為に至った当該国家の責任を追及する上で、その政策の究極的な目的が関連集団の破壊にあることを立証することで足りるとする Gaeta 教授の論説の引用部分について、若干の補足を行いたい。ジェノサイド条約1条が明示的には国家によるジェノサイド行為を禁止していないものの国家自身によるジェノサイドの実行を禁止する効果を有し、「ジェノサイドを防止する義務からはジェノサイドの実行を禁止することを必然的に含意している」とする ICJ の判決の趣旨を受け、教授は条約からジェノサイドについての個人の刑事責任とともに国家の国際責任も引き出しうるとする。¹¹⁾ また国際法上の犯罪としてのジェノサイドには実行者の「特別の意図」が必要である一方で、国家による重大な違法行為としてのジェノサイドには「ジェノサイド政策、すなわち特定の集団を対象にした広範かつ組織的な暴力のパターン」があることが必要であるとするのである。¹²⁾

この Gaeta 論文は2007年に刊行されたのであるが、2007年のジェノサイド条約適用事件と2015年に同条約の適用に関してクロアチアとセルビアが相互に訴えた事件での ICJ の判断には「特別な意図」についての「厳格な解釈基準」が用いられたこと、そして後者の事件の判決では殺害などジェノサイド条約2条に列挙されるジェノサイド行為と実質的に匹敵する行為が存在したことを認定しつつも「特別な意図」という要件の立証が不十分であったという有力な評釈がある。¹³⁾ むしろ留意したいのは以下の議論である。ジェノサイドにかかる個人の刑事責任と国家の責任の制度（責任の二重レジーム）とを認識するにあたり Gaeta 教授は、「これら二つのレジームが同じ価値を守ることを目的としているが、異なった視点から」この目的を狙いとし、

11) Gateta, 前掲論文、633頁。

12) 同上、643頁。

13) 稲角光恵「旧ユーゴスラビア紛争に関する ICJ ジェノサイド条約適用事件から考えるミャンマーのジェノサイド疑惑を審理する上での課題」『金沢法学』62巻2号（2020年）103頁。

また両者は異なるテーマに適用される」のであって、「内容において同一ではないルールによって発動される」と説明する。そして国家が「抽象的な実体であり、集団的な次元を持つ」ことから、「国家がジェノサイドを実行できるのは、標的となる集団に対する政策ないしは計画が存在する場合に限られる」とする¹⁴⁾のである。いずれの所論も「特別の意図」を個々の実行行為者の動機よりも、国家それ自体の政策または計画に求める。

(2) 報告書の結論に、カナダの実行したジェノサイドが「複合した違法行為」として国家としての責任を発生させること、およびその違法行為が「国際的義務」の違反であって、「ジェノサイド行為が継続的に発生し、破壊的な効果が維持される限り」将来にも続く性格のものとしている。ここで問題となるのは国際法における時際法の適用である。問題とされる行為の法的な評価は、行為の発生時において有効な実定法規範により判断される¹⁵⁾。ジェノサイドを実行しない、または防止するカナダの義務が1948年ジェノサイド条約に基づくとするならば、同条約が成立してカナダが締結する以前の時点での、カナダによる「一連の作為および不作為」が国際義務違反の違法なものと評価できるかという問題である。国家責任条文第13条では「国家の行為は、当該行為が行われた時点で当該国が国際義務に拘束されていない場合には、当該義務の違反とならない。」とある。

最終報告書および補充報告書は、カナダによる先住民族の破壊行為が「数世紀」にも渡るもので現在も進行中であるとしている。これに関してはジェノサイドにかかる国際義務が発生した後でのカナダの行動のみが違法と評価

14) Gaeta, 前掲論文、643頁。

15) 中谷和弘、植木俊哉、河野真理子、森田章夫、山本良『国際法第4版』有斐閣、2021年、167頁。

16) Bruno Gelinas-Faucher, "Is Canada Internationally Responsible for Genocide?", <https://ejitalk.org/is-canada-internationally-responsible-for-genocide>, June 12, 2019 (2022年12月28日閲覧)

されうるといふ論評がある¹⁶⁾。ただしこの論評の論者は、カナダが植民地時代から不正義を行い続けているならば、ジェノサイドの防止義務に違反しており責任があるとして時際法の問題を回避できるという¹⁷⁾。この見解は国際人権法の見地から妥当であろう。つまり人権条約機関での個人通報の審理は原則として人権侵害の当事国が制度に加入した後の事案に限られるのであるが、制度が当該国家について始まる以前に発生した人権侵害の効果が制度発効後にも続いている「継続的な違反/侵害」であるならば、条約機関による審査の対象となる¹⁸⁾。これは重大な人権侵害であり、その影響が将来の世代にも及ぶ「ジェノサイド」行為についても当てはまるといえよう。

(3) 報告書は第5章の結論において、その責任から生ずるカナダ国家の賠償 (reparations) 義務を論じている。通常、国際法における国家の国際責任は、被害国またはそれ以外の国家による責任追及を受けて、請求を受けた国家が損害を賠償 (被害に対する十分な回復、reparations) を行うことで解除される¹⁹⁾。一方で報告書は、「先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの人々に対するジェノサイドの根底にある「人種差別主義、抑圧その他の形態の暴力を助長する植民地構造の存在」を認めて解体することが国家の責任であると指定し、委員会の最終報告書にある「正義への要求」を履行することを通じて「ジェノサイドを終了させ適切な」国際法上の賠償義務を履行すべきと要請している。この要請は先住民族と女性に対する暴力を終わらせるために「現在これらの者が生きている制度と社会と根本的に再編し変革することが必要」であるという最終報告書の結論²⁰⁾と共通するものであり、目的として個人の責任追及よりも「植民地ジェノサイド」の清算と被害者の救済・

17) Gelin-Faucher, 前掲論文。

18) 申恵丰『国際人権法第2版』信山社、2016年、555-556頁。

19) 2001年国家責任条文 第42条ないし48条、第34条。植木俊哉、中谷和弘編『国際条約集2022年版』有斐閣、2022年、109-112頁。

20) 拙稿、前号、25頁。

賠償および社会の変革に重点を置く、ある種の移行期正義（transitional justice）の実現にある²¹⁾と言えよう。

21) 国際関係での移行期正義について次が参考となる。望月康恵『移行期正義 国際社会における正義の追及』関西学院大学研究叢書第147編、法律文化社、2012年。